

別表2（返戻金制度：新規採用者による採用辞退、退社の場合の措置）

1. 本所は、以下の各号のいずれかが発生した場合は、関係雇用主に対して人材紹介料を請求することができず、関係雇用主は本所に対する人材紹介料支払いの義務を負わないものとする。（1）関係雇用主への入社前に新規採用者が関係雇用主による採用を辞退した場合（2）前項に定める以外の理由により、新規採用者による関係雇用主への入社が不可能となった場合（3）新規採用者の採用決定日から入社日までの間に、採用を取り消すべき新たな事実が判明し、これに基づき関係雇用主が新規採用者の採用を取り消した場合

2. 関係雇用主への入社日から1ヶ月以内に、新規採用者が以下のいずれかの理由により退職した場合は、本所は関係雇用主より支払われた人材紹介料の100%に相当する金額を、また、新規採用者が3ヶ月以内に退職した場合は、人材紹介料の80%に相当する金額を、新規採用者が6ヶ月以内に退職した場合は、人材紹介料の50%に相当する金額を関係雇用主からの請求に基づき関係雇用主に返金するものとする。（1）能力、勤務態度、健康状態等から判断して、新規採用者を関係雇用主の正規の社員として採用することは不適當であると関係雇用主が認めた場合（2）新規採用者による自己都合